

市第3号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第92号中「第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同条第128号及び第129号中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

租税特別措置法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市手数料条例の一部を改正する必要があるので提案する。